

9月10日(日)は

町議会議員選挙



問 町選挙管理委員会(総務課内) ☎(83)12221

松田町議会議員選挙を9月10日(日)に行います。

投票できる方には、投票所入場券(圧着はがき)を8月下旬から9月初旬に発送しますので、選挙当日や期日前投票では、投票所入場券を持参の上、指定の投票所で投票してください。投票できる方で、「届かない」、「紛失した」などの場合も投票できますので、係員にお申し出ください。

【期日前投票】

仕事や旅行、冠婚葬祭などで選挙当日に投票できない方は期日前投票をご利用ください。
選挙前日までの都合の良い日に、次のとおり投票できます。届いた投票所入場券をお持ちください。

日 9月6日(水) 〃

9月9日(土)

午前8時30分〜午後8時

場 町役場1階 1AB会議室

〈注意事項〉

あらかじめ「投票所入場券」

裏面の「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入の上、期日前投票所にお持ちください。
また、投票所入場券をお持ちでなくても選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

【不在者投票】

① 郵便による投票

身体に重度の障がいがある方(身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の要件に該当する方に限る)または介護保険法の区分が要介護5

の方は、町選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けて、郵便などで不在者投票ができます。

ただし、郵便による不在者投票を希望する方は、用紙の請求期限である9月6日(水)までに町に必着です。ご注意ください。郵便等投票証明書の交付を受けていない方は至急ご連絡ください。

② 滞在地(町外)の選挙管理委員会での投票

滞在地から、町の選挙管理委員会に投票用紙を請求してください。投票用紙などの交付を受けたら、滞在地の選挙管理委員会へ持っていく、不在者投票をしてください。投票した投票用紙は滞在地から町選挙管理委員会に郵送されます。

9月10日(日)午後8時まで
に町に必着です。手続きはお早めにお願います。

③ 病院などの投票

県の選挙管理委員会が指定した病院などに、入院・入所の方が対象です。入院・入所先で申し込み、不在者投票をしてください。

▼投票できる方

○平成17年9月11日までに生まれた方で、引き続き3カ月以上、町に住所を有する方。
なお、最近、住所変更された方は、下記の表によります。

町外から転入した方	転入届 令和5年6月4日以前⇒投票できます 令和5年6月5日以降⇒投票できません
町内で転居した方	転居届 投票できます 令和5年8月16日以前⇒新住所地の投票所 令和5年8月17日以降⇒旧住所地の投票所
町外へ転出した(する)方 ※転出する前であれば投票できますが、転出後は投票できません	転出日 令和5年9月5日以前⇒投票できません 令和5年9月6日以降⇒(転出する前は)投票できます※